

エッセンシャルワーカー業職種の生産性向上に向けた
労働行政としての支援のあり方に関する検討会
開催要綱

1 趣旨・目的

生成 AI の普及などが、事務系職種などの労働力需給に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されている中、AI 等によって代替されにくく、今後とも根強い労働需要が見込まれるエッセンシャルワーカー業職種への労働移動が重要となることが見込まれる一方で、これらの業職種においては処遇の低さなどの課題も指摘されている。

こうした中、日本成長戦略会議労働市場改革分科会とりまとめ（令和 8 年 6 月 2 日）においては、社会インフラ関連分野の生産性向上やいわゆる「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」の育成・確保に向けて、「関係省庁と連携の上、好事例や支援ツールの収集・整理を行うとともに、ハローワーク等の労働関係機関や中小企業団体などにおける活用を図る必要がある」とされ、日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）においても、同様の記載が盛り込まれているところである。

このため、学識経験者、労使団体関係者等からなる検討会を開催し、関係省庁の協力も得ながら、エッセンシャルワーカー業職種の生産性向上やいわゆる「アドバンスト・エッセンシャルワーカー」の育成・確保に向けて、好事例や支援施策の収集・整理を行い、事例集や支援ツールの形でとりまとめるとともに、とりまとめた成果物について、ハローワーク等の労働関係機関や中小企業団体などにおける活用を図る方策等の検討を行う。

2 検討事項

- (1) エッセンシャルワーカー業職種の生産性向上に関する好事例の整理・分析
- (2) アドバンスト・エッセンシャルワーカーの概念整理や育成・確保の方策
- (3) ハローワーク等の労働関係機関や中小企業団体などの支援現場で活用可能な事例集や支援ツールのあり方の検討
- (4) 関係機関等との連携のあり方等の整理及び労働関係機関として対応可能なコミットのあり方の検討

3 構成

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は、構成員の互選により選出する。

- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めること及び構成員の追加を行うことができる。

4 運営

- (1) 検討会は厚生労働省職業安定局長が学識経験者等の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の下に関係各省の協力を得るためのワーキンググループを置くことができる。
- (3) 検討会の庶務は、厚生労働省職業安定局雇用政策課において行う。
- (4) 検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開とする。ただし、個社のヒアリング等、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開とすることができる。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

エッセンシャルワーカー業職種の生産性向上に向けた
労働行政としての支援のあり方に関する検討会
構成員（委員等）名簿

（五十音順・敬称略）

<委員>

坂本 貴志	株式会社インディードリクルートパートナーズ リクルートワークス研究所 主任研究員
佐藤 弘太	日本商工会議所 産業政策第二部 労働担当課長
永井 幸子	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長
平田 充	（一社）日本経済団体連合会 労働政策本部副本部長
森安 亮介	慶應義塾大学産業研究所 共同研究員
矢向 高弘	慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科 教授
山田 久	法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授

<オブザーバー>

警察庁	生活安全局 生活安全企画課【警備】
こども家庭庁	成育局 保育政策課【保育】
厚生労働省	医政局 医事課、看護課、歯科保健課、医療経営支援課【医療】 健康・生活衛生局 生活衛生課【宿泊・飲食】 社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室【介護】 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課【障害福祉】 老健局 高齢者支援課【介護】
農林水産省	新事業・食品産業部 食品流通課【卸売・小売】 食品製造課【製造】 外食・食文化課【飲食】
経済産業省	製造産業局 製造産業戦略企画室【製造】 商務情報政策局商務・サービスグループ 流通政策課【卸売・小売】
国土交通省	不動産・建設経済局 建設業課、建設振興課【建設】 物流・自動車局 貨物流通事業課【運輸（物流）】
観光庁	参事官（旅行振興）【宿泊】